

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等に関し検討すべき論点（案）について

第1 公訴時効見直しの必要性，妥当性

- 1 公訴時効見直しの必要性
- 2 公訴時効制度の趣旨との関係
- 3 平成16年改正との関係

第2 凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方

- 1 公訴時効制度を見直す場合の方策として考えられるもの
A案：一定の犯罪について公訴時効を廃止すること。
B案：一定の犯罪について公訴時効期間をより長い期間とすること。
C案：個別の事件の公訴時効の進行について特別の取扱いをすること。
C-1：被告人をDNA型情報等によって特定し，氏名等による特定はしないまま起訴する制度を導入すること。
C-2：確実な証拠があるとき等一定の要件を満たす場合において，検察官の裁判官に対する請求とそれに基づく裁判官の決定により，時効の進行が一定の期間停止し，又は中断する制度を導入すること。
- 2 対象犯罪の範囲

第3 現に時効が進行中の事件の取扱い

- 1 憲法第39条との関係等
- 2 政策的な当否

第4 刑の時効見直しの必要性・具体的在り方